保存期間:10年 (平成37年末) 平成27年3月9日

資 料 4

酒税行政の現状

目 次

4 — 1	酒税行政の概要	 P 1
4 – 2	酒類業を取り巻く概況	 P 2
4 — 3	酒類課税数量と課税額の推移	 Р3
4 — 4	各酒類の課税数量(構成比率)の推移	 P 4
4 — 5	酒税の課税実績(平成 25 年度)	 P 5
4 – 6	酒税率一覧表	 P 6
4 — 7	酒類業の推移(免許場数・免許者数)	 P 7
4 – 8	酒類に関する公正な取引のための指針	 P8
4 — 9	酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について	 P 9
4 -10	消費税転嫁対策特別措置法に係る処理フロー	 P10
4 —11	最近の日本産酒類の輸出の動向について	 P11
4 —12	日本産酒類の輸出環境整備に関する国税庁の最近の取組	 P13
4 —13	地理的表示に関する表示基準	 P15
4 —14	地理的表示に関する表示基準第2項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、 蒸留酒又は清酒の産地	 P16
4 —15	食品表示法の概要	 P17
4 —16	アルコール健康障害対策基本法について	 P19
4 —17	独立行政法人酒類総合研究所の概要	 P20
4 -18	独立行政法人改革等に関する基本的な方針(抄)	 P21

酒税行政の概要

酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、様々な取組を実施

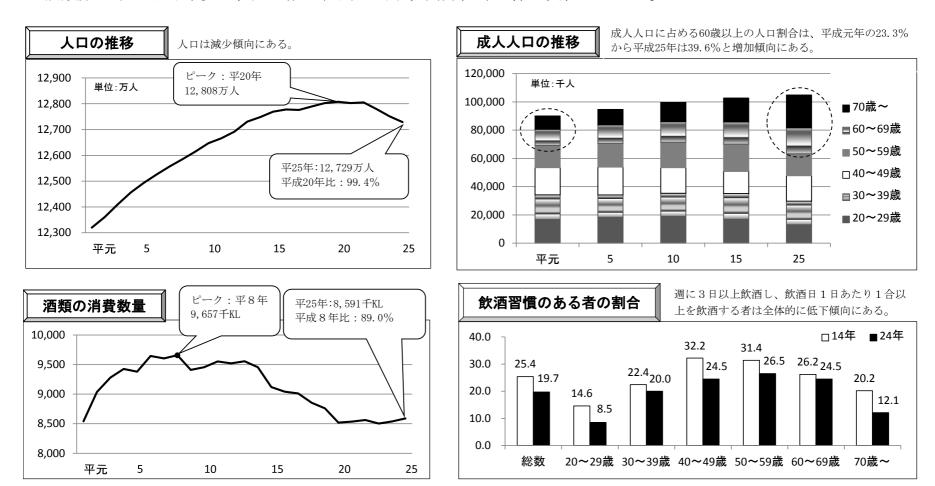
- 酒税の保全を図る観点から、酒類の製造及び販売業については、免許制度が採用されており、これを適正に運用
- 酒類業の所管省庁として、酒税の保全と酒類業の健全な発達を図るため、消費者や酒類産業全体を展望した総合的な視点から、様々な取組を実施

主な取組

- > 酒類の安全性の確保と品質水準の向上
 - (酒造メーカーに対する技術指導、放射性物質などの安全性に関する調査 等)
- > 酒類の表示の適正化
 - (酒類業者に対する適切な表示に関する指導、酒類の表示に関する調査 等)
- ▶ 適正飲酒や環境への配慮などの社会的要請への対応
 - (未成年者飲酒防止への取組、酒類容器のリサイクル制度の周知 等)
- ▶ 酒類の公正な取引環境の整備
 - (利益を度外視した廉売など不公正取引の防止等を目的とした取引実態調査や改善指導 等)
- > 日本産酒類の輸出環境整備
 - (国際イベント等への職員派遣、貿易障壁の撤廃・緩和に向けた取組 等)

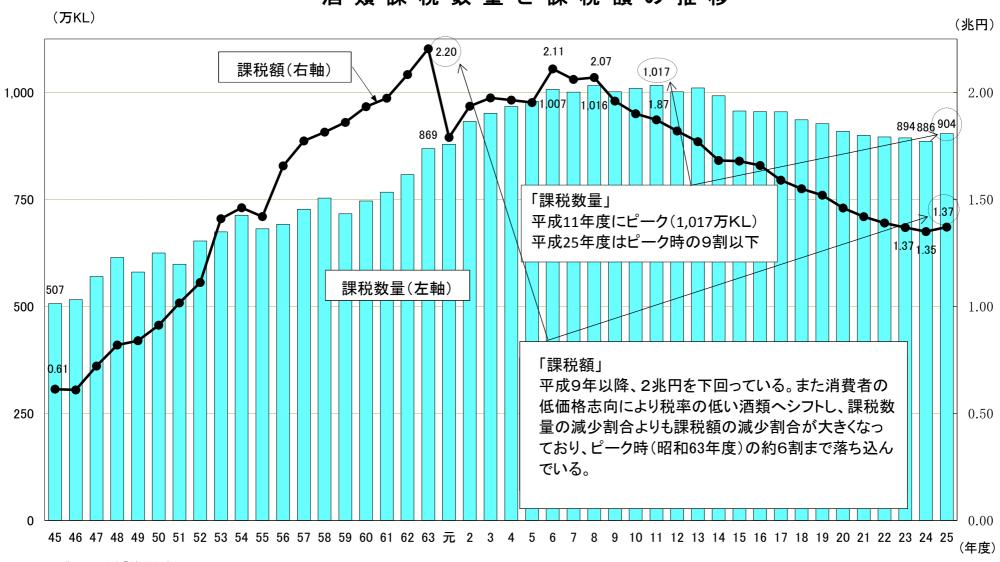
酒類業を取り巻く概況

○酒類業を取り巻く環境は、人口減少社会の到来、高齢化等に伴い変化している。



出典:国税庁 統計年報(長期時系列データ)。総務省統計局 人口推計(長期時系列データ・各年次)。厚生労働省 国民栄養調査(平成14年)、国民健康・栄養調査(平成24年)なお、平成22年度の酒類の消費数量は、東日本大震災の影響により基礎資料が未集計である仙台局における消費数量を昨年の数量と同数として作成している。

酒類課税数量と課税額の推移

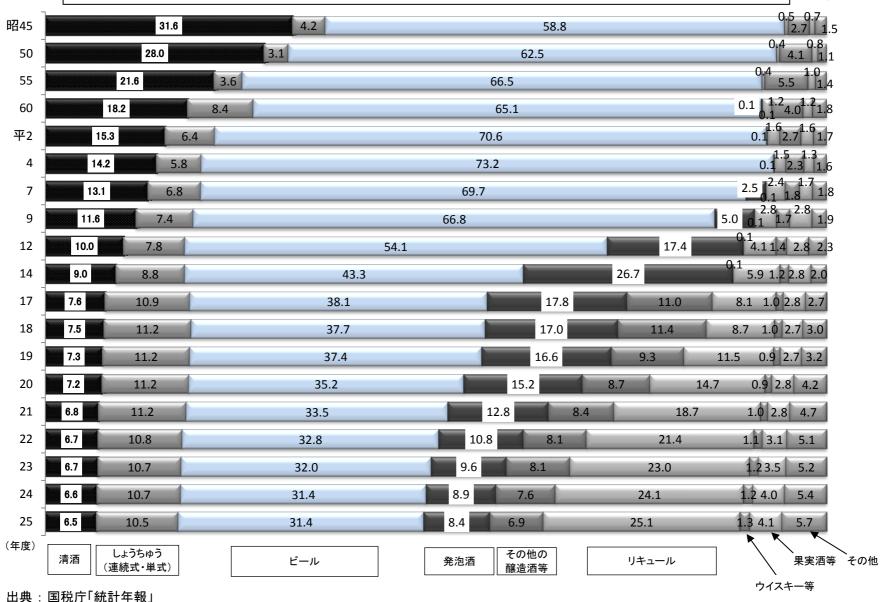


出典:国税庁「統計年報」

各酒類の課税数量(構成比率)の推移

消費者の低アルコール・低価格志向もあり、飲まれる酒類のし好は変化している。 特にビールについては、新ジャンル(その他の醸造酒やリキュール)に移行している状況がみられる。

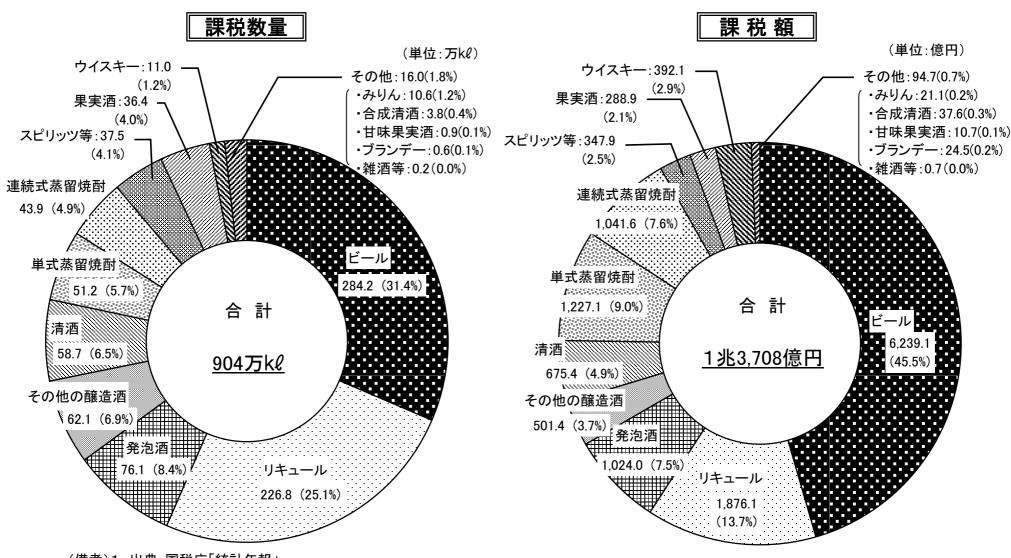
(単位:%)



4

酒税の課税実績(平成25年度)

○低アルコールの酒類が好まれており、ビール・リキュール・発泡酒・その他の醸造酒の合計は、課税数量、課税額ともに全体の7割超を占めている。



- (備考)1. 出典:国税庁「統計年報」
 - 2. スピリッツ等には原料用アルコールを含み、雑酒等には粉末酒を含む。
 - 3.()内は構成比。

洒税率一覧表(平成 18 年5月1日~)

1. 酒税法第23条関係

酒	類	の	分	類	アルコール分等	1	k1	当	た	ŋ	税	率
○発	泡性酒	類(基	本税	率)		220, 000	0円					
ビ		_		ル		220,000)円					
					麦芽比率50%以上又は	アルコー	-ル分10	度以上	220, 00	00円		
発		泡		酒	麦芽比率25%以上(ア	ルコール	√分10度	未満)	178, 12	25円		
					麦芽比率25%未満(ア	ルコール	分10度	未満)	134, 25	50円		
そ	の他の	発泡	性酒	類	ビール及び発泡酒以外 アルコール分が10度末 もの(※)				80, 00	00円		
○醸	造酒類	(基本	(税率)			140,000	D円					
清				酒		120,000)円					
果		実		酒		80,000)円					
そ	の他	の質	譲 造	酒		140, 000						
○蒸	留酒類	(基本	(税率)		21度以上 21度未満	200, 000 200, 000		度を超	える1月	度ごと	に10,00	00円加算
連し単し	式	式 5 5 5	蒸	留う留う	21度以上 21度未満	200, 000		度を超	える1[度ごと	₹210, 00	00円加算
原	料用ア	ルコー	ール									
ウブス	イラピ	ス ン リ	キデッ	ーーツ	37度以上 37度未満	370, 000 370, 000		度を超	える1月	度ごと	VZ10, 00	00円加算
○混合	成酒類 成	(基本 清	(税率) 酒		21度以上 21度未満	220, 000 220, 000 100, 000)円	度を超	える11	度ごと	に11,00	00円加算
み	Ŋ)	W			20,000)円					
世リ	味キ	果ュ	実一	酒ル	13度以上 13度未満	120, 000 120, 000		度を超	える1』	度ごと	に10,00	00円加算
粉	#	₹	酒			390, 000	0円					
雑			酒		みりん類似 21度以上 21度未満	20, 000 220, 000 220, 000	7円に20	度を超	える1』	度ごと	に11,00	00円加算

- (※) ホップ等を原料の一部とした酒類で次に掲げるものは、その他の発泡性酒類に含まれる。 1 糖類、ホップ、水及び一定の物品(注)を原料として発酵させたものでエキス分2度以上のもの(そ

 - (注)「一定の物品」とは、次のものをいう。 イ たんぱく質物分解物 (大豆を原料とするもの)及び酵母エキス又はこれらとカラメルロ たんぱく質物分解物 (えんどうを原料とするもの)及びカラメル又はこれらと食物繊維 ハ とうもろこし、たんぱく質物分解物(とうもろこしを原料とするもの)、酵母エキス、アルコール、食物繊維、香味料、くえん酸三カリウム及びカラメル 2 麦芽及びホップを原料の一部として発酵させた発泡酒(麦芽比率が50%未満のもの)に、大麦又は
 - 小麦を原料の一部として発酵させたアルコール含有物を蒸留したスピリッツを加えたものでエキス 分2度以上のもの(リキュール)

2. 和税特別措置法第87条の2関係

次の品目のうち、発泡性のない酒類で、アルコール分13度未満のもの(リキュールについては12度未 満のもの)については、1の表にかかわらず、次表の税率を適用する。

品目	アルコール分等	1 kl 当たり税率
連続式蒸留しょうちゅううちながった。	9度以上13度未満	80,000円に8度を超える 1度ごとに10,000円加算
ブ ラ ン デ ーツル	9度未満	80,000円

3. 租税特別措置法第87条及び第87条の6関係

・ 次の品目のうち、前年度の課税移出数量がそれぞれ 1,300kl 以下である者が、当年度に移出する酒類の 200kl までのものについては、1 の表により算出した酒税額を次表の割合で軽減した酒税額とする。 なお、ビール以外の酒類は 28 年度~29 年度について、ビールは 27 年度について、前年度の課税移出数量が 1,000kl 超~1,300kl 以下の場合には上段の軽減割合、1,000kl 以下の場合には下段の軽減割合を適用する。

	軽減割合						
品目	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度		
清酒、連続式蒸留しょうちゅう、 単式蒸留しょうちゅう、果実酒	20%	200/	20%	10%	10%		
(注1)	20%	20%	20%	20%	20%		
合成清酒、発泡酒(注1)	10%	10%	10%	5 %	5 %		
百成得僧、先他僧(注1)			10%	10%	10%		
ビール (注2)	1.50/	1 50/	7.5%	新たに免許を受けた日から 5年間を経過する日の属す る月の末日まで			
ヒール (在2)	15%	15%	15%				

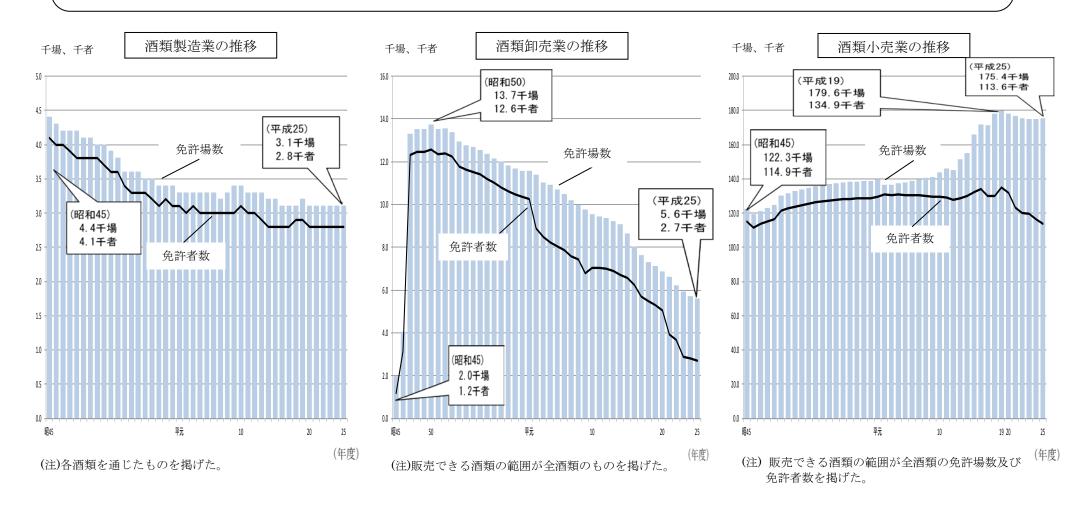
- (注1) 東日本大震災により酒類の製造場に甚大な被害を受けたことについて国税庁長官の確認を受けた 製造者は、上記の割合で軽減した酒税額を 6.25%軽減した酒税額とする。(平成25~27年度)
- (注 2) 当該免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日までは経過措置が設けられており、下記に応じた軽減割合が適用される。

 平成 20 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日までは 20%
 平成 22 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日までは 15%
 平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に初めてビールの製造免許を受けた者における軽減割合は、当該免許を受けた日から 5 年を経過する日の属する月の末日までは 15% (平成 27 年度以後は 15% 又は 7.5%)

出典:「酒のしおり」(国税庁)

酒類業の推移(免許場数・免許者数)

- ○酒類製造免許場数は、長期的に減少傾向にある。
- ○酒類卸売業免許場数は、減少傾向にあるが、近年、地場卸の統合や系列化・集約化が進んでいることから、1業者当たりの免許場数は増加傾向にある。
- ○酒類小売業免許場数は、平成 10 年度からの需給調整要件の段階的な緩和や廃止等の規制緩和が講じられた結果増加したが、平成 19 年をピークに近年は減少傾向にある。



出典:国税庁「統計年報」

酒類に関する公正な取引のための指針

目的:酒税の確保及び酒類の取引の安定化(酒類業組合法1条)

指針に則した取引の実行⇒経営健全性と消費者利益の向上

酒類業の健全な発達

(はじめに)

- ① 近年の酒類市場 ⇒ ・ 経営環境の変化(人口減少社会の到来など)・・・・・・ン酒類全体では数量ベースでの国内市場の拡大困難・ 酒類小売業の多様化(コンビニ、スーパー、ドラッグストアなど)・・・・・ン事業者間で取扱数量や取引価格に格差
- ② 酒類業の健全な発達に向けた課題 ⇒ 「量から質への転換」、「消費者の視点」、「販売管理」、「公正取引の確保」
- ③ 酒類業組合法第84条<<酒税保全のための勧告又は命令>>の適用の可能性を踏まえつつ、「酒類に関する公正な取引の在り方」、「公正取引 委員会との連携方法等」を提示 ⇒ 公正取引の確保に向けた自主的な取組を促進

第1 酒類に関する公正な取引の在り方

(酒税保全の観点から酒類取引の在り方を提示)

- 1 合理的な価格の設定
 - ① 価格は「仕入価格+販管費+利潤」となる設定が合理的また、酒類の特殊性から妥当なものであるべき。
 - ② 酒類の特殊性に鑑みれば、顧客誘引のための「おとり商品」として使用することは不適正な慣行であり改善していくべき。
 - ③ 的確な需給見通しに基づき、適正生産を行うべき。
- 2 取引先等の公正な取扱い

合理的な理由がなく取引先又は販売地域によって取引価格や取引 条件について差別的な取扱いをすることは、価格形成を歪める一因

3 公正な取引条件の設定

スーパー等大きな販売力を持つ者が、自己都合返品、プライベート・ブランド商品の受領拒否、従業員等の派遣、協賛金や過大なセンターフィーの負担等の要求を一方的に行う場合、又はこれらの要求拒否を理由として不利益な取扱いをする場合は、納入業者の経営を悪化させ、製造業者の代金回収に影響し、酒税保全上の問題発生のおそれ。

4 透明かつ合理的なリベート類 透明性及び合理性を欠くリベート類は、廃止していくべき。

第2 取引状況等実態調査の実施及び公正取引委員会との連携等 (国税庁の対応)

- 1 効果的な取引状況等実態調査の実施等
 - ① 市場への影響の大きな業者に対し重点的に調査を実施
 - ② 改善指導を行った業者についてはフォローアップ調査を実施
 - ③ 問題取引とその指導事績は可能な限り具体的に公表し、他の業者において同様の取引が行われないよう啓発
- 2 酒税保全措置
 - ① 酒類業組合法第84条第1項に規定する過当競争の有無は、第1 の「酒類に関する公正な取引の在り方」を参考に判定
 - ② 酒税保全措置が必要な事態があるときは、事態解消に必要最小限の措置
- 3 独占禁止法違反等への対応

国税局長は、酒類業者の取引に関し独占禁止法に違反する事実があると思料したときは、公正取引委員会に対しその事実を報告

- 4 公正取引委員会との連携等
 - ① 国税庁は公正取引委員会と流通上の諸問題について協議
 - ② 国税局に市場問題の情報を一元的に管理する担当者を配置

(平成27年2月4日公表)

酒類の取引状況等実態調査実施状況の公表について

平成25事務年度分(平成25年7月~平成26年6月)

表1 平成25事務年度の実施場数等

	一般調査	フォローアップ調査	合 計	報告件数
調査場数	1,352 場	185 場	1,537 場	12 件

表 2 一般調査実施場数の推移

(場

	平成 21	平成 22	平成 23	平成 24	平成 25
	事務年度	事務年度	事務年度	事務年度	事務年度
調査場数	2, 962	1, 888	1, 563	1, 711	1, 352

表3 一般調査の実施状況

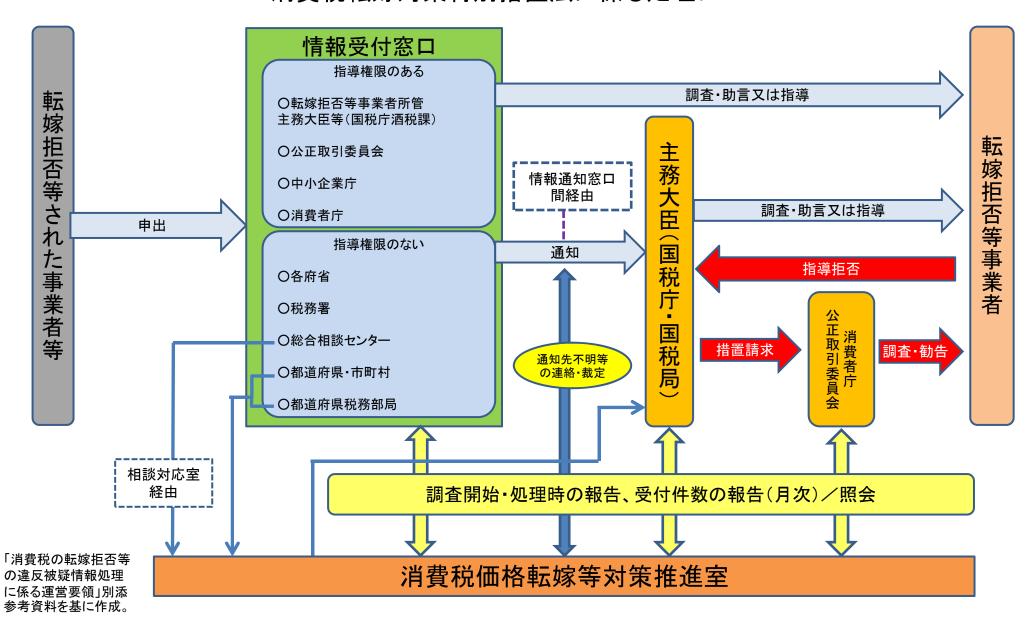
調査対象者の業態等	調査場数	「指針のル ール1~4」 に則して引 ない取引が 認められた 場数 (注1) (注2)	合理的な価格	ル1」 の設定をして りられたもの 仕入価格(製造 原備での販売が 認められたもの	「ルール2」 取の出い 取の扱われい の取行 いい いい いい いい いい いい いい いい いい いい いい いい いい	「ルール3」取のない。 一正条定れいらの ものの	「ルール4」 リ類がつで認合なめもので認めるの
小売業者	場 1, 146	場 1, 145	場 1, 145	場 370	場 16	場 6	場 14
卸売業者	130	130	121	36	59	0	44
製造業者	76	75	54	14	63	1	65
合 計	1, 352	1, 350	1, 320	420	138	7	123

- (注1) 調査した取引の中に、 1 取引でも総販売原価を下回る価格での販売等が認められた場合について 1 場と数えている。
- (注2) 複数の「指針のルール」に則していない取引が認められた場合には、それぞれの項目に1場として数えているため、「『指針のルール $1\sim4$ 』に則していない取引が認められた場数」と各項目の合計は一致しない。
- (注3) 総販売原価とは、仕入価格(製造原価)に販売費・一般管理費等を加えたものをいう。

表4 フォローアップ調査の実施状況

調査対象者	調査(確認)場 数		に改善が れたもの	指摘事項に改善が 認められなかったもの		
の業態等	勿 知 知 (a)	(b)	割合 (b/a)	(c)	割合 (c/a)	
	場	場	%	場	%	
小売業者	150	143	95. 3	7	4. 7	
卸売業者	16	16	100. 0	0	0.0	
製造業者	19	19	100. 0	0	0.0	
合 計	185	178	96. 2	7	3.8	

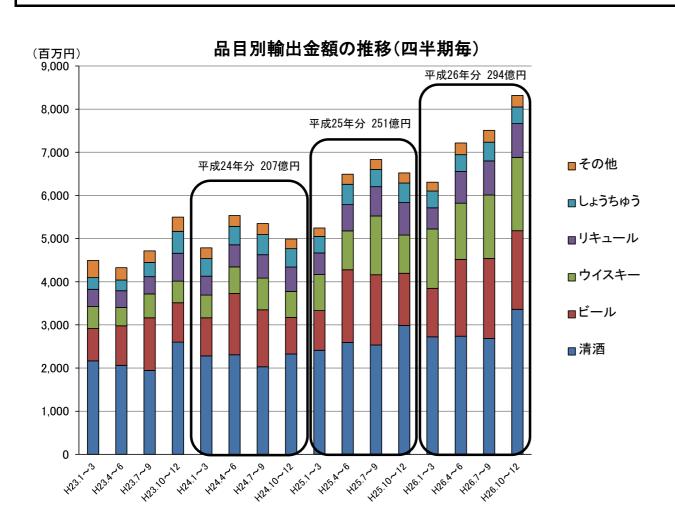
消費税転嫁対策特別措置法に係る処理フロー



最近の日本産酒類の輸出動向について

〇 平成26年の輸出金額は約294億円となり、年間の輸出金額として過去最高であった平成25年の約251億円を上回った。 (輸出金額: 対前年比116.9%、輸出数量: 前年比113.7%)

(参考)日本再興戦略(平成25年6月閣議決定)において、日本産酒類については、2020年までの輸出額の伸び率が農林水産物・食品の輸出額の伸び率を上回ることを目指している。平成24年から26年までの2年間の日本産酒類の輸出額の伸び率は、42.7%で、農林水産物・食品の伸び率(35.9%)を上回っている。



(単位:百万円)

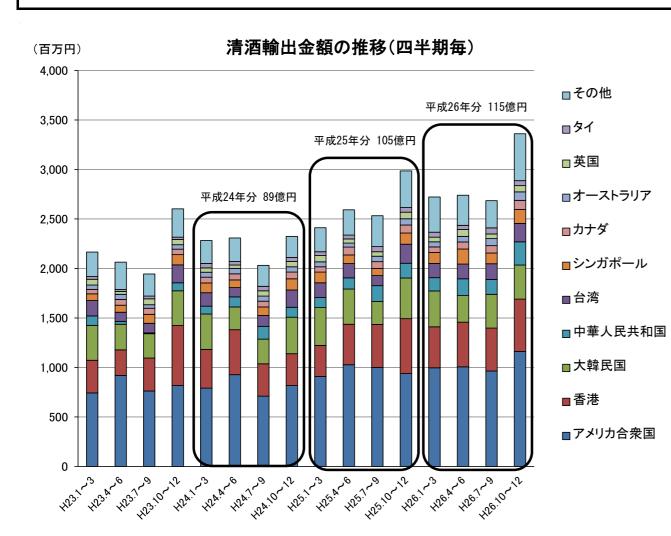
品目	平成26年	平成26/25年比	平成25/24年比
清 酒	11,507	109.3%	117.6%
ビール	6,584	120.8%	121.8%
ウイスキー	5,850	147.0%	160.7%
リキュール	2,797	109.9%	124.0%
しょうちゅう	1,601	93.8%	98.6%
その他	1,011	113.3%	91.3%
合計	29,351	116.9%	121.5%
【参考】数量の伸び率	_	113.7%	117.2%

国(地域)名	平成26年	平成26/25年比	平成25/24年比
アメリカ合衆国	6,345	108.0%	126.9%
大韓民国	4,953	113.6%	122.5%
台湾	3,553	121.0%	125.2%
香港	3,102	109.8%	109.6%
シンガポール	1,772	131.6%	115.2%
フランス	1,648	142.2%	141.9%
中華人民共和国	1,623	116.0%	105.2%
英国	1,098	136.0%	141.5%
ロシア	1,055	133.7%	154.7%
オーストラリア	874	135.9%	118.4%
その他	3,328	112.6%	113.3%
合計	29,351	116.9%	121.5%

出典:財務省貿易統計

最近の清酒の輸出動向について

○ 清酒の平成26年の輸出金額は、過去最高の115億円(対前年比109.3%)であり、酒類全体の輸出金額の約4割を占めている。



(単位:百万円)

(平位:日271)					
国(地域)名	平成26年	平成26/25年比	平成25/24年比		
アメリカ合衆国	4,128	106.6%	119.4%		
香港	1,829	106.8%	114.5%		
大韓民国	1,314	95.1%	114.8%		
中華人民共和国	690	132.0%	127.0%		
台湾	638	108.6%	114.5%		
シンガポール	512	133.6%	102.3%		
カナダ	290	103.7%	114.2%		
オーストラリア	270	129.0%	97.6%		
英国	240	110.6%	119.1%		
タイ	187	106.0%	105.1%		
その他	1,409	119.3%	132.2%		
合計	11,507	109.3%	117.6%		
【参考】数量の伸び率	_	100.7%	114.7%		
	-				

(参考)

	平成16年	平成26年
輸出金額	105億円	294億円
清酒のウェイト	43%	39%

出典:財務省貿易統計

日本産酒類の輸出環境整備に関する国税庁の最近の取組

1. 酒類の専門的知識等の普及・啓発

- 〇 海外の酒類教育機関の日本酒講座に対する支援 ((独)酒類総合研究所に おいて日本酒プログラムを実施;平成26年12月)
- 〇 在日外交官等に対して日本酒セミナー・酒蔵ツアー等を実施 (平成 26 年 1 月~3 月)
- 在外公館が実施する日本酒セミナー (醸造技術者、政府関係者、飲食業 界関係者を対象)等への協力 (平成25年5月~7月)
- 在京の各国大使を対象とした酒蔵ツアーを実施(平成26年9月)
- 在外公館へ赴任する大使等を対象とした日本酒に関する研修への協力
- 〇 酒類鑑評会の結果を英文により公表
- 〇(独)酒類総合研究所において、「日本酒ラベルの用語事典」(日本語版、外国語版)を作成



- 各種国際会議等での日本産酒類の提供支援等
 - ・ ダボス会議ジャパンナイト (スイス; 平成 27 年 1 月) に国税庁職員を 派遣し、日本産酒類に関する PR を実施
- 〇 主要国際空港における日本産酒類キャンペーンの後援(平成25年10月~)
- 〇 ブラジルW杯ジャパンプレゼンテーション(平成26年6月)に国税庁職員を派遣し、日本産酒類に関するPRを実施





3. 酒類業界への支援

- 酒類製造者等に対する輸出セミナーの開催
- 酒類製造者等に対する輸出支援情報の提供
- 〇 JETRO と共同で酒類製造者等向けの輸出ハンドブックを作成 (韓国編、中国編、香港編、台湾編、米国編を作成。)
- 酒類の業界団体等から構成される日本酒輸出協議会における輸出戦略の策定を支援

4. 貿易障壁の撤廃・緩和に向けた働きかけ

- 東日本大震災後に導入された輸入規制の解除へ向けた働きかけ
 - ・ 国税庁及び(独)酒類総合研究所が実施した酒類等の放射性物質に係る分析結果並びに(独)酒類総合研究所の研究結果 を科学的な説得材料として活用し、外務省等と連携して各国に働きかけ
 - ⇒ EU:規制解除(24年10月)

ブラジル:福島県産を除く規制解除(24年 12月)

マレーシア:規制解除(25年3月)

ロシア: 6都県産酒類に対する輸入停止措置の解除(25年4月)

タイ:規制解除(26年11月)

- ・ 今後も引き続き、輸入規制等の状況に応じ、関係府省との連携により、規制の解除・緩和に向けた働きかけを実施
- 米国、EUにおける蒸留酒の容量規制の見直しに向けた働きかけ

地理的表示に関する表示基準

(平成6年12月28日 国税庁告示第4号)

(定義)

- 1 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1)「地理的表示」とは、次号又は第3号に掲げる酒類に関し、その確立した品質、社会的評価その他の特性が当該酒類の地理的原産地に主として 帰せられる場合において、当該酒類が世界貿易機関の加盟国の領域又はその領域内の地域若しくは地方を原産地とするものであることを特定する 表示をいう。
 - (2)「ぶどう酒」とは、酒税法(昭和28年法律第6号)第三条第十三号及び第十四号に掲げる果実酒及び甘味果実酒のうち、ぶどうを原料とした 酒類をいう。
 - (3) 「蒸留酒」とは、酒税法第三条第九号、第十号、第十五号、第十六号及び第二十号に掲げる連続式蒸留しょうちゅう、単式蒸留しょうちゅう、 ウイスキー、ブランデー及びスピリッツをいう。
 - (4)「清酒」とは、酒税法第三条第七号に規定する清酒をいう。
 - (5)「使用」とは、酒類製造業者又は酒類販売業者が行う行為で、次に掲げる行為をいう。
 - イ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付する行為
 - ロ 酒類の容器又は酒類の包装に地理的表示を付したものを譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引き渡しのために展示し、輸出し、又は輸入する行為
 - ハ 酒類に関する広告、定価表又は取引書類に地理的表示を付して展示し、又は頒布する行為

(地理的表示の保護)

- 2 ぶどう酒、蒸留酒及び清酒の地理的表示の保護は、次の各号に定めるところによる。
 - (1)日本国のぶどう酒若しくは蒸留酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示又は世界貿易機関の加盟国のぶどう酒若しくは 蒸留酒の産地を表示する地理的表示のうち当該加盟国において当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒若しくは蒸留酒について使用することが 禁止されている地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とするぶどう酒又は蒸留酒について使用してはならない。
 - (2) 清酒の産地のうち国税庁長官が指定するものを表示する地理的表示は、当該産地以外の地域を産地とする清酒について使用してはならない。
 - (3)前各号の規定は、当該酒類の真正の原産地が表示される場合又は地理的表示が翻訳された上で使用される場合若しくは「種類」、「型」、「様式」、「模造品」等の表現を伴う場合においても同様とする。

(適用除外)

- 3 次の各号に掲げる場合には、前項の規定は適用しない。
 - (1) ぶどう酒又は蒸留酒を特定する世界貿易機関の他の加盟国の特定の地理的表示を、平成6年4月15日前の少なくとも10年間又は同日前に 善意で、当該加盟国の領域内においてぶどう酒又は蒸留酒について継続して使用してきた場合
 - (2) 原産国において保護されていない若しくは保護が終了した地理的表示又は当該原産国において使用されなくなった地理的表示である場合

地理的表示に関する表示基準第2項に規定する国税庁長官が指定する ぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地

(平成7年6月30日 国税庁告示第6号)

酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律(昭和28年法律第7号)第86条の6第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」(平成6年12月28日国税庁告示第4号)第2項に規定する国税庁長官が指定するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地を次のように定める。

産地を指定する酒類	指定産地名	産地の地域
果実酒(酒税法(昭和28年法律第6号)第3条第13号に規定する果実酒のうち、ぶどうを原料とした酒類をいう。)	山梨	山梨県
単式蒸留しょうちゅう(酒税法第3条第10号に規定する単式蒸留しょうちゅうをいう。以下同じ。)	壱 岐	長崎県・壱岐市
単式蒸留しょうちゅう	球磨	熊本県 球磨郡 人吉市
単式蒸留しょうちゅう	琉球	沖縄県
単式蒸留しょうちゅう	薩摩	鹿児島県(奄美市及び大島 郡を除く。)
清酒(酒税法第3条第7号に規定する清酒をいう。)	白山	石川県 白山市

食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、

食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して 食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設。

(現行、任意制度となっている栄養表示についても、義務化が可能な枠組みとする)

整合性の取れた表示基準の制定

消費者、事業者双方にとって分かりやすい表示

消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進に寄与

効果的・効率的な法執行

目的

消費者基本法の基本理念を踏まえて、表示義務付けの目的を統一・拡大

【新制度】

- 食品を摂取する際の安全性
- ・一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会の確保

【現行】

- ・食品衛生法…衛生上の危害発生防止 ・JAS法…品質に関する適正な表示
 - ・健康増進法・・・国民の健康の増進

- O 基本理念 (3条)
- ・食品表示の適正確保のための施策は、消費者基本法に基づく消費者政策の一環として、 消費者の権利(安全確保、選択の機会確保、必要な情報の提供)の尊重と消費者の 自立の支援を基本
- ・食品の生産の現況等を踏まえ、小規模の食品関連事業者の事業活動に及ぼす影響等に 配慮

食品表示基準

(4条)

- 内閣総理大臣は、食品を安全に摂取し、自主的かつ合理的に選択するため、 食品表示基準を策定
- ① 名称、アレルゲン、保存の方法、消費期限、原材料、添加物、栄養成分の量及び熱量、 原産地その他食品関連事業者等が表示すべき事項
- ② 前号に掲げる事項を表示する際に食品関連事業者等が遵守すべき事項
- 食品表示基準の策定・変更
 - ~厚生労働大臣・農林水産大臣・財務大臣に協議/消費者委員会の意見聴取

食品表示基準の遵守

(5条)

○ 食品関連事業者等は、食品表示基準に従い、食品の表示をする義務

指示等 (6条・7条)

- 内閣総理大臣(食品全般)、農林水産大臣(酒類以外の食品)、財務大臣(酒類) ~食品表示基準に違反した食品関連事業者に対し、表示事項を表示し、遵守事項を 遵守すべき旨を指示
- 内閣総理大臣~指示を受けた者が、正当な理由なく指示に従わなかったときは、命令
- 内閣総理大臣~緊急の必要があるとき、食品の回収等や業務停止を命令
- 指示・命令時には、その旨を公表

立入検査等

(8条~10条)

- 〇 違反調査のため必要がある場合
 - ~立入検査、報告徴収、書類等の提出命令、質問、収去

内閣総理大臣等に対する申出等

(15条)

(11条・12条)

- 何人も、食品の表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるとき ~内閣総理大臣等に申出可
- ⇒内閣総理大臣等は、必要な調査を行い、申出の内容が事実であれば、適切な措置
- 著しく事実に相違する表示行為・おそれへの差止請求権 (適格消費者団体~特定商取引法、景品表示法と同様の規定)

権限の委任

○ 内閣総理大臣の権限の一部を消費者庁長官に委任

○ 内閣総理大臣・消費者庁長官の権限の一部を都道府県知事・保健所設置市等に委任 (政令)

罰則

 $(17条<math>\sim 23$ 条)

○ 食品表示基準違反(安全性に関する表示、原産地・原料原産地表示の違反)、命令 違反等について罰則を規定

附則

- 施行期日~公布の日から2年を超えない範囲内で政令で定める日から施行
- 施行から3年後に見直す旨規定を設けるほか、所要の規定を整備

(参考)表示基準(府令レベル)の取扱い

○ 表示基準の整理・統合は、府令レベルで別途実施 (法律の一元化による表示義務の範囲の変更はない。)

【今後の検討課題】

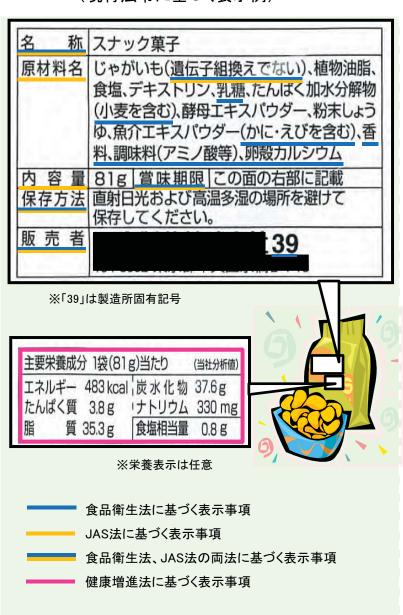
- 中食・外食(アレルギー表示)、インターネット販売の取扱い~当面、実態調査等を実施
- 遺伝子組換え表示、添加物表示の取扱い~当面、国内外の表示ルールの調査等を実施
- 加工食品の原料原産地表示の取扱い
- ~当面、現行制度の下での拡充を図りつつ、表示ルールの調査等を実施
- →上記課題のうち、準備が整ったものから、順次、新たな検討の場で検討を開始
- 食品表示の文字のポイント数の拡大の検討 等

(参考)現行の食品表示に関する法律

平成25年6月 消費者庁

健康増進法 食品衛生法 JAS法 【目的】 【目的】 【目的】 ○農林物資の品質の改善 ○飲食に起因する衛生上 ○栄養の改善その他の国 の危害発生を防止 〇品質に関する適正な表 民の健康の増進を図る 示により消費者の選択に 資する ○販売の用に供する食品 〇製造業者が守るべき表 ○栄養表示基準の策定 等に関 する表示につい 示基準の策定 及び当該基準の遵守 ■示 ての基準の策定及び当 (第19条の13) (第31条、第31条の2) 関係 等 該基準の遵守(第19条) 〇品質に関する表示の基 準の遵守 (第19条の13の2) 等 〇日本農林規格の制定 〇基本方針の策定 表示 〇食品、添加物、容器包装 〇日本農林規格による格付 〇国民健康・栄養調査の実 等の規格基準の策定 ○規格基準に適合しない食 関 品等の<u>販売禁止</u> 〇受動喫煙の防止 係 〇都道府県知事による営業 〇特別用途食品に係る許可 の許可 以外 等 JAS法 食品衛生法 品質 食品安全の確保 名称 原材料名 賞味•消費期限 添加物 内容量 保存方法 アレルギー 遺伝子組換え 原産地 製造者名等 健康增進法 (栄養表示)

(現行法令に基づく表示例)



等

アルコール健康障害対策基本法について

[内閣府ホームページより]

基本認識

酒類が国民の生活に豊かさと潤いを与えるものであるとともに、酒類に関する伝統と文化が国民の生活に深く浸透している一方で、不適切な飲酒はアルコール健康障害の原因となり、アルコール健康障害は、本人の健康の問題であるのみならず、その家族への深刻な影響や重大な社会問題を生じさせる危険性が高い

定義

アルコール健康障害:アルコール依存症その他の多量の飲酒、未成年者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害

基本理念

アルコール健康障害の発生、進行及び再発の各段階に応じた防止対策を適切に実施するとともに、日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援

飲酒運転、暴力、虐待、自殺等の問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮

責務

国・地方公共団体・国民・医師等・健康増進事業実施者の責務とともに、<u>事業者の</u> <u>青務</u>として、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮する努力 義務を規定

(事業者の責務)

第6条 酒類の製造又は販売(飲用に供することを含む。以下同じ。)を行う事業者は、国及び地方公共団体が実施するアルコール健康障害対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止に配慮するよう努めるものとする。

アルコール関連問題啓発週間

国民の間に広くアルコール関連問題に関する関心と理解を深めるため、アルコール関連問題啓発週間(11月10日から同月16日まで)を規定

アルコール健康障害対策推進基本計画等

アルコール健康障害対策推進基本計画: 内閣総理大臣が関係行政機関

の長と協議するとともに、アルコ ール健康障害対策関係者会議 の意見を聴いて、案を作成し、 法施行後2年以内に閣議決定

都道府県アルコール健康障害対策推進計画: 都道府県に対し、策定の努力義務を規定

基本的施策

教育の振興・<u>不適切な飲酒の誘引の防止</u>・健康診断及び保健指導・アルコール健康障害に係る医療の充実等・アルコール健康障害に関連して飲酒運転等をした者に対する指導等・相談支援等・社会復帰の支援・民間団体の活動に対する支援・人材の確保等・調査研究の推進等を規定

(不適切な飲酒の誘引の防止)

第16条 国は、酒類の表示、広告その他販売の方法について、酒類の製造又は販売を行う事業者の自主的な取組を尊重しつつ、アルコール健康障害を発生させるような不適切な飲酒を誘引することとならないようにするために必要な施策を講ずるものとする。

アルコール健康障害対策推進会議・関係者会議

内閣府、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、警察庁その他の関係行政機関の職員をもって構成し、連絡調整を行うアルコール健康障害対策推進会議の設置を規定

アルコール健康障害対策推進会議の連絡調整に際して、専門家、当事者等の意見を聴くアルコール健康障害対策関係者会議の設置を規定

独立行政法人酒類総合研究所の概要

■沿革

明治 37年:「醸造試験所」として大蔵省に設置(東京都北区滝野川)

平成7年:東広島市に移転し「醸造研究所」に名称変更平成13年:独立行政法人酒類総合研究所に移行(公務員型)

平成 18年: 非特定独法(非公務員型)へ移行

■役職員数 (平成26年4月1日現在)

役員:理事長、理事1名、監事(非常勤)2名

職員:44名(平成13年設立当初:50名)

■予算 (平成 26 年度)

956 百万円 (平成 13 年度: 1,366 百万円)

■業務

酒類総合研究所は、「酒税の適正かつ公平な賦課の実現」 及び「酒類業の健全な発達」を図るという国税庁の任務の うち、高度に技術的な部分を分担し、国税庁との密接な連 携の下で、効果的・効率的に業務を実施

分析・鑑定

→ 酒類の課税判定や品質及び安全性の確保等のための 分析・鑑定及び分析手法の開発

研究・調査

→ 分析・鑑定等の理論的な裏付けとなる研究・調査

品質評価

→ 品質及び酒造技術の向上をサポートする鑑評会の開催

講習

→ 酒類製造者を対象とした醸造講習の開催

■分析・鑑定業務の例

麦芽比率の使用原料の分析【課税の適正化】

ビール系酒類の多様化に伴い、原料の麦芽比率等の分析・鑑定

→麦芽比率により税率適用区分が異なるため、酒税調査に活用

酒類に使用された原材料の判別【表示の適正化】

普通酒等と純米酒を判別するための分析・鑑定やその手法の開発 →純米酒へのアルコール添加事例など、不正な表示を解明

酒類等の放射性物質の分析等【酒類の安全性の確保】

放射性物質の分析と原料中の放射性物質が製品にどの程度残存するかの研究 →風評被害の防止、EUの輸入規制解除に貢献

■研究・調査業務の例

酒類の品目判定のための研究【課税の適正化】

ビール系酒類の使用原料の判定について更なる研究を実施

→品目判定の精度の向上

酒類中の有害物質の低減法の開発【酒類の安全性の確保】

焼酎に含まれるメタノールや酒類中に含まれるカルバミン酸エチルの低減方法の研究 →安全性の確保、メタノールの低減により台湾等の基準適合・輸出増

清酒酵母・麹菌のゲノム(遺伝子情報)解析【醸造に関する基礎的研究】

大学等との共同研究により清酒酵母・麹菌のゲノムを解析

→酒類の安全性に関する研究等の基礎を解明

独立行政法人改革等に関する基本的な方針(抄) 〔平成 25 年 12 月 24 日 閣議決定〕

Ⅲ 独立行政法人の組織等の見直し

2. 各独立行政法人等について講ずべき措置 各法人等について講ずべき措置は、別紙のとおりとする。

(別紙) 各法人等について講ずべき措置

財務省所管

【酒類総合研究所】

- 中期目標管理型の法人とする。
- 日本産酒類の輸出促進という新たな政策課題に対する取組等の業務の拡充については、中小企業に過大な負担とならないよう配慮しつつ、民間による応分の負担を求めるとともに、他の研究機関等との連携を強化する。
- 東京事務所については、施設の文化財的価値にも配慮した上で、廃止を含め組織・業務の抜本的な見直しを検討する。